

座間市都市計画提案制度の手続に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、都市計画法（以下「法」という。）第21条の2の規定に基づき座間市に対する都市計画の決定又は変更の提案に係る手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(計画提案を行うことができる都市計画)

第2条 座間市（以下「市」という。）に提案することができる都市計画は、都市計画法に規定する市が定める都市計画（法第6条の2及び第7条の2に規定する都市計画を除く。）とする。

2 都市計画の提案を行おうとする者（以下「提案予定者」という。）は、法第21条の2に定める者とする。

3 都市計画の提案を行うことができる区域は、一団の土地で5,000平方メートル以上とする。

(都市計画基準)

第3条 都市計画の提案に係る法第21条の3の規定による判断は、法第13条の都市計画基準その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準及び次の基準に適合し、まちづくりの観点から総合的に判断することとする。

- (1) 座間市都市マスタープラン等市のまちづくりに関する方針に適合するものであること。
- (2) 周辺環境への影響に配慮されていること。
- (3) 地権者及び周辺住民等への説明が行われており、理解が得られていること。

(提出図書等)

第4条 提案予定者は、都市計画の決定又は変更の提案を行うに当たり、次の図書を市に提出するものとする。

- (1) 提案書（第1号様式）
- (2) 理由書（第2号様式）
- (3) 位置図（住宅明細地図等）
- (4) 計画図（縮尺1/2500の地形図）
- (5) 土地所有者等の同意書（第3号様式）
- (6) 周辺環境への影響に関する調書（第4号様式）
- (7) 地権者及び周辺住民等への説明に関する調書（第5号様式）
- (8) 公図写し等その他都市計画の種類に応じて市長が必要と認めた図書

(事前相談)

第5条 提案予定者は、計画提案に係る都市計画の素案の内容等について、事前相談書（第6号様式）を提出し、市と事前に相談することに努めるものとする。

2 市は、提案予定者から事前相談があった場合は、必要に応じ神奈川県に対し情報提供及び事前調整を行うものとする。

3 提案予定者は、市に対し都市計画素案の内容について十分な説明及び資料提供を行うとともに、市は、当該計画提案に係る都市計画の素案の内容や計画提案の手續等について助言及び指導を行うものとする。

4 計画提案者は、当該計画提案に係る都市計画の素案の内容等について、地権者及び周辺住民等へ十分な説明を行い理解を得るよう努めるものとする。

(事前審査)

第6条 市は、提出された都市計画素案に対し、座間市都市計画提案制度事前審査会を開催し、事前審査を行うものとする。

(都市計画基準等の適合審査)

第7条 市は、前条の事前審査を経た都市計画素案について、座間市都市計画提案制度評価会を開催し、都市計画基準等の適合審査を行うものとする。

2 市は、前項の審査に当たっては、必要に応じて技術的又は専門的な見地から学識経験者等の専門家の意見を聴くことができるものとする。

(市の判断等)

第8条 市は、前条の規定による審査の結果を踏まえ都市計画の必要性について判断し、速やかに提案者に対し市の判断結果を都市計画素案審査結果通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(都市計画案の作成)

第9条 市は、前条により必要性があると判断した都市計画素案を踏まえて、遅滞なく都市計画案を作成し、都市計画の決定又は変更の手續を行うものとする。この場合において、提案者に対し必要に応じて資料等の提供及び説明を求めることができるものとする。

(提案者への通知)

第10条 市は、都市計画の内容の全部又は一部を法第20条第1項（法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示が行われた場合は、速やかに提案者に対しその旨を都市計画告示通知書（第8号様式）により通知するものとする。

附 則

この要領は、平成22年11月1日から施行する。

この要領は、令和6年5月1日から施行する。